

改定前	改定後
<p>第2章 組織及び役員 (役員会の構成)</p> <p>第6条</p> <p>2 委員</p> <p>(1) 代議員 3人 (低学年、高学年チームから1名、中学生チームから1名、高校生チームから1名)</p> <p>(2) 会計補 3人 (各チーム(高校生チームを除く)から1名ずつ)</p> <p>(3) 監事 2人 (低学年、高学年、中学生チームから1名、高校生チームから1名)</p> <p>(4) コーチ 若干名(各チームコーチを兼ねる)</p> <p>(5) 帯同レフェリー 若干名</p> <p>(役員及び委員の職務)</p> <p>第7条</p> <p>2 委員の職務</p> <p>(1) 代議員は長野県アイスホッケー連盟の代議員としての職務を行う。</p> <p>(2) 会計補は会計を補佐し、チームの会計業務を行う。</p> <p>(3) 監事はクラブの会計の監査を行う。</p> <p>(4) コーチは監督を補佐し、監督に事情があるときは、その職務を代理する。</p> <p>(5) 帯同レフェリーは、クラブの大会及び練習試合等において、オンアイスオフィシャルを行う。</p> <p>(役員及び委員の任期)</p> <p>第8条</p> <p>1 役員及び委員の任期は1年とし、留任は妨げないものとする。</p> <p>2 役員が任期途中で退任した場合の後任者の任期は前任者の残任期間とする。その場合、後任者の決定は役員会で行う。</p> <p>第6章 入会、退会並びに休会等 (退会並びに休会の手続き)</p> <p>第21条</p>	<p>第2章 組織及び役員 (役員会の構成)</p> <p>第6条</p> <p>2 委員</p> <p>(1) 代議員 3人 (低学年、高学年チームから1名、中学生チームから1名、高校生チームから1名)</p> <p>(2) 会計補 3人 (各チーム(高校生チームを除く)から1名ずつ)</p> <p>(3) 監事 2人 (低学年、高学年、中学生チームから1名、高校生チームから1名)</p> <p>(4) コーチ 若干名(各チームコーチを兼ねる)</p> <p>(5) 帯同レフェリー 若干名</p> <p>(6) 協賛金 3人</p> <p>(役員及び委員の職務)</p> <p>第7条</p> <p>2 委員の職務</p> <p>(1) 代議員は長野県アイスホッケー連盟の代議員としての職務を行う。</p> <p>(2) 会計補は会計を補佐し、チームの会計業務を行う。</p> <p>(3) 監事はクラブの会計の監査を行う。</p> <p>(4) コーチは監督を補佐し、監督に事情があるときは、その職務を代理する。</p> <p>(5) 帯同レフェリーは、クラブの大会及び練習試合等において、オンアイスオフィシャルを行う。</p> <p>(6) 協賛金は企業、団体、個人へ向けて協賛金の募集、協賛企業等との連絡、協賛金運営を主導する。</p> <p>(役員及び委員の任期)</p> <p>第8条</p> <p>1 役員及び委員の任期は1年とし、留任は妨げないものとする。協賛金については任期を原則3年とする。</p> <p>2 役員が任期途中で退任した場合の後任者の任期は前任者の残任期間とする。その場合、後任者の決定は役員会で行う。</p> <p>第6章 入会、退会並びに休会等 (退会並びに休会の手続き)</p> <p>第21条</p>

<p>1 クラブを退会あるいは休会しようとする者は退会（休会）届を提出し、会長が承認する。</p> <p>2 クラブの退会あるいは休会は各月の月末付とし、退会あるいは休会しようとする者は次の事項を守らなければならない。</p> <p>（1）貸与品を速やかに返却すること。</p> <p>（2）退会あるいは休会する日が属する月までの会費を全額納入すること。</p> <p>（3）退会（休会）届は退会あるいは休会しようとする月の前月の10日までに提出すること。</p> <p>（4）クラブに所属する選手が休会する場合、期間を1年間までとする。</p> <p>第7章 防具等</p> <p>（クラブ所有の防具等）</p> <p>第23条</p> <p>1 クラブ所有の防具及び用具は、無料で選手又は体験者に貸与することができる。</p> <p>2 防具の貸与は原則1年以内とする。</p> <p>3 ゴーリーの防具は前項の規定にかかわらず、在籍中は貸与できるものとする。</p> <p>（防具等の購入）</p> <p>第24条 クラブ員及びクラブは、防具等を原則として株式会社やまびこスケートの森で購入すること。</p>	<p>1 クラブを退会あるいは休会しようとする者は退会（休会）届を提出し、会長が承認する。</p> <p>2 クラブの退会あるいは休会は各月の月末付とし、退会あるいは休会しようとする者は次の事項を守らなければならない。</p> <p>（1）貸与品を速やかに返却すること。</p> <p>（2）退会あるいは休会する日が属する月までの会費を全額納入すること。</p> <p>（3）退会（休会）届は退会あるいは休会しようとする月の前月の10日までに提出すること。</p> <p>（4）クラブに所属する選手が休会する場合、最短期間を6か月、最長期間を1年間までとする。但し最短期間においては監督の判断によりその限りではない。</p> <p>第7章 防具等</p> <p>（クラブ所有の防具等）</p> <p>第23条</p> <p>1 クラブ所有の防具及び用具は、無料で選手又は体験者に貸与することができる。</p> <p>2 防具の貸与は原則1年以内とする。</p> <p>3 ゴーリーの防具は前項の規定にかかわらず、在籍中は貸与できるものとする。</p>
<p>：諏訪湖ジュニアアイスホッケークラブやまびこバスターズ会則運用上のルールについて</p> <p>○レフェリー代について（会則には規定なし）</p> <p>1.練習試合や交流戦等でレフェリーを監督、コーチに依頼する場合、担当するカテゴリーに関係なく、全て1試合につき1,500円のレフェリー代を支払うものとする。</p> <p>2.練習試合や交流戦等でレフェリーをチーム外の方に依頼する場合、担当するカテゴリーに関係なく、全て1試合につき1,500円のレフェリー代および交通費（有料道路料金を含む）を支払うものとする。交通費の算出にあたっては当該レフェリーが居住する市町村の「役所または役場」から「やまびこスケートの森 アイスアリーナ」までの最短（往復）距離（1km未満切り捨て、キロ単価20円）とし、有料道路を利用する場合は「居住地の最寄りのIC」から「岡谷IC」の往復分とする。</p>	<p>：諏訪湖ジュニアアイスホッケークラブやまびこバスターズ会則運用上のルールについて</p> <p>○レフェリー代について（会則には規定なし）</p> <p>1.練習試合や交流戦等でレフェリーを監督、コーチに依頼する場合 1試合につき、小学生カテゴリーを2,000円、中学生カテゴリーを3,000円のレフェリー代を支払うものとする。</p> <p>2.練習試合や交流戦等でレフェリーをチーム外の方に依頼する場合、1試合につき、小学生カテゴリーを2,000円、中学生カテゴリーを3,000円のレフェリー代および交通費（有料道路料金を含む）を支払うものとする。交通費の算出にあたっては当該レフェリーが居住する市町村の「役所または役場」から「やまびこスケートの森 アイスアリーナ」までの最短（往復）距離（1km未満切り捨て、キロ単価20円）とし、有料道路を利用する場合は「居住地の最寄りのIC」から「岡谷IC」の往復分とする。</p>

<p>3.レフェリー、ラインズマンは一律で1試合1,500円を支払うものとする。</p> <p>4.主催する交流戦・大会でレフェリー出不足金を徴収する場合には、レフェリー予算に余剰が生じないように、レフェリー代を調整して支払う。</p>	<p>3.レフェリー、ラインズマンは一律で1試合につき、小学生カテゴリ-2,000円、中学生カテゴリ-3,000円を支払うものとする。</p> <p>4.主催する交流戦・大会でレフェリー出不足金を徴収する場合には、レフェリー予算に余剰が生じないように、レフェリー代を調整して支払う。</p>
--	---